

(別紙)

諮問番号：令和 7 年諮問第 2 号

答申番号：令和 7 年答申第 4 号

答申書

第 1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対して○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）がなした法第25条第 2 項の規定による平成30年11月27日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第 3 審査請求に至る経過等

- 1 平成11年 5 月 6 日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成30年11月22日、審査請求人と同居し、同一世帯で保護を受けてきた審査請求人の長男（以下「長男」という。）が○福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に来所した。長男は、以前から福祉事務所に対して自身の転居について相談していたところ、転居先に係る賃貸借契約の審査が通り、契約日が同年12月 1 日であると福祉事務所に報告し、福祉事務所は長男に対して、長男は同年12月分の保護費から単身世帯となり、保護費が給付されることを説明した。その後、福祉事務所は、転居先借家契約の重要事項説明書（控え）も受領し（受領印の日付は同年12月 4 日）、長男は、○の転居先にて、審査請求人とは別の単身世帯として生活保護を受けている。
- 3 平成30年11月27日、処分庁は、長男の転居等三つの理由に基づき、同年12月 1 日を実施日とする本件処分を行い、同年11月28日に本件処分に係る決定通知書を審査請求人宅に郵送した。
- 4 平成30年12月11日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第 4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

長男の転居を理由とする（保護費の）減額に納得できない。本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

審査請求人世帯は長男の転居により平成30年12月1日から単身世帯となることが見込まれた。

本件処分は、法第8条、第10及び第25条第2項並びに「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の別表等に照らして、単身世帯となる審査請求人世帯の生活保護費を変更決定したものである。

本件処分は、適法かつ適正であり、審査請求の棄却裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性の原理を規定し、法第8条第1項は、保護の基準及び程度の原則として、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

次に、法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」との保護に関する世帯単位の原則を規定している。

さらに、法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と職権による保護の変更について規定している。

- (2) 法第10条を受け、生活保護に係る世帯の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と定め、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1-1において、「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合」として、出かせぎの場合や病院に入院している場合等、7の場合が列举されている。さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第1「世帯の認定」問5において、「生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。」との問いに対し、「貴見のとおり取り扱って差しつかえない。」との答が示されている。

- (3) 次に、生活保護世帯の保護の基準及び程度の原則に係る法第8条第1項の規定を受けて、保護基準の別表第1において生活扶助基準、別表第3において住宅扶助基準が定められている。また、別表第9においては、地域の級地区分が定められ、○は、2級地-1に区分されている。

- (4) 生活扶助費については、別表第1（以下「基準別表第1」という。）の第1章で基準生活費について定められている。○の属する2級地-1の基本的な居宅の基準生活費（月額）については、その1-(1)-イ-(ア)において定められ、同1-(2)-アにおいて定めている算定式に基づいて具体的な基準生活費が算定される。

なお、暖房費等が必要となる冬季の生活保護費に係る地区別世帯人員別冬季加算額について、○を含む京都府全域が属するⅥ区（同1-(2)-イ）の1人世帯（以下「単身世帯」という。）は11月から3月まで2,580円と定められている。

また、同1-(2)-アにおいて、出費のかさむ年末に係る級地別世帯人員別の期末一時扶助費の額が定められている。2級地-1の単身世帯の期末一時扶助費は12,640円と定められている。

さらに、障害を有する被保護者については、基準別表第1の第2章の2において、障害ごとの加算額について定めている。その(1)及び(2)-イによると、障害等級の3級に該当する障害のある2級地の被保護者の障害加算額（月額）は16,310円と定められている。

- (5) 住宅扶助費については、別表第3の1において、「家賃、間代」等の住宅扶助基準額（月額）が定められている。2級地の基準額は13,000円以内と定められている。
- (6) 支給保護費算定に際し最低生活費から控除される被保護者の収入認定については、次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)本文において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定められ、さらに、局長通知第8-1-(4)-イにおいて、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と定められている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 長男の転居を認定し、保護費を減額変更することの適否について

本件処分に対して、審査請求人は、長男の転居を理由とする（保護費の）減額に納得できないと主張している。ただし、審査請求人は、長男の転居の事実を否定しているものではない。

本件においては、長男から福祉事務所に対して、同居して共に生活保護を受けている審査請求人宅からの転居についての相談が以前からなされていた。そのような中、平成30年11月22日に、長男が福祉事務所に来所し、転居先に係る賃貸借契約の審査が通り、契約日が同年12月1日であると報告した。この長男の報告が信用できることを証明しうる、仲介不動産業者による重要事項説明書（控え）も後に処分庁に提出された。

このような事情が存する場合において、平成30年12月1日時点で長男が「生計を一にする（審査請求人）世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構え」

る場合に当たり、別世帯として取扱うとの判断は、12月1日より前の11月27日の判断であっても、社会通念上、不合理な判断ではなく、課長通知第1「世帯の認定」問5の答に照らして不適切ではない。

それゆえ、平成30年12月1日に、長男が審査請求人世帯から離れ、審査請求人世帯は単身世帯になると認定することは、次官通知第1及び局長通知第1-1の定めに反していない。

したがって、平成30年12月1日から長男の転居を理由として審査請求人世帯の保護費を減額変更することは、法第10条及び関係通知に反しない。

イ 具体的な支給保護費等の適否について

本件処分に係る決定通知書によると、長男の転居の他に次の2点を理由として平成30年12月分以降の生活保護費支給額を変更している。

① 「期末一時扶助の認定による。」として、一時扶助額12,640円

② 審査請求人の介護保険料特別徴収額の認定替えによる。

以下、その理由及び認定した一時扶助額及び介護保険料特別徴収額の適否を検討し、その後、支給保護費の適否について検討する。

(ア) ①の理由と一時扶助額について

平成30年12月1日を変更の時期とする本件処分において、期末一時扶助を認定し、生活扶助費の一時扶助費として12,640円を支給するとの変更は、基準別表第1の第1章-1-(2)-アにおける2級地1の単身世帯の期末一時扶助の定めのとおりであり、適法かつ適正である。

(イ) ②の理由と介護保険料特別徴収額について

○長による審査請求人宛ての「平成30年度介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書」によると、2月毎に2月分徴収される介護保険料特別徴収額が、平成30年10月は4,830円であるのに対し、同年12月は4,800円と変更されている。そして、本件処分に係る保護決定調書によると、同年12月分の生活保護費算定に係る年金収入の控除額として2,400円が認定されている。上記決定通知書によると同年11月分の年金収入から控除すべき介護保険料特別徴収額として認定された額は2,415円と推定されるところ、12月分の介護保険料特別徴収額を2,400円に認定替えしたことは、局長通知第8-1-(4)-イに定められたとおりであり、適法かつ適正である。

(ウ) 支給保護費等の適否について

審査請求人に郵送された、平成30年12月1日を変更時期とする本件処分に係る保護変更決定通知書の「保護の種類及び支給額」欄には、「生活扶助 45,398（円）」、「住宅扶助 10,700（円）」、「一時扶助 12,640（円）」及び「合計 68,738（円）」と記載されている。

a (一時扶助を除いた)生活扶助費支給額45,398円の適否

本件処分に係る保護決定調書の最低生活費認定欄には、「生活基準」額が70,930（円）と記載されている。基準生活費の算定に係る基準別表第1-第1章-1-(2)の算定式の「D」（冬季加算額）を除いたA、B及びCの「算式の符号」に条件に沿って、2級地-1の審査請求人の年齢（○歳）層及び

単身世帯として定められた金額を算入すると、審査請求人の基準生活費は、70,930円となる。よって、「生活基準」額が70,930円との認定は、保護基準に適合し、適法かつ適正な認定である。

同じく、保護決定調書の最低生活費認定欄には、「加算 障イ 加算額計 16,310（円）」と記載されている。審査請求人は、身体障害者手帳にて3級と認定されている障害者であることから、基準別表第1の第2章の（1）及び（2）-イの定めに適合しており、適法かつ適正である。

さらに、同最低生活費欄には、「冬季居宅」額が2,580円と記載されている。これも、基準別表第1の第1章-1-イ-（ア）の定めに適合しており、適法かつ適正である。

保護決定調書の最低生活費認定欄には、生活（扶助）費計として、以上の金額を合計した89,820円が記載されている。審査請求人は、住宅扶助も受けているものの、住宅扶助費は居住借家の貸主に福祉事務所が代理納付している。したがって、この89,820円から審査請求人の平成30年12月の収入充当額を控除した額が（一時扶助を除いた）同月の生活扶助費支給額となる。

保護決定調書の収入充当内訳欄には、平成30年12月の審査請求人の収入として、「厚生老齢 41,435」、「厚生年他 1,895」及び「共済退職 3,492」と記載されている。これらの年金収入については、前記（イ）で述べたように（介護保険料）特別徴収額2,400円が適法かつ適正に認定できるので、同額を控除した44,422（円）が審査請求人の収入充当額として認定されている。

よって、審査請求人の最低生活費89,820円から収入充当額44,422円を控除した45,398円が平成30年12月の（一時扶助を除いた）生活扶助費支給額となる。

すなわち、平成30年12月分の（一時扶助を除いた）生活扶助費支給額を45,398円と決定したことは、適法かつ適正である。

b 住宅扶助費を10,700円と決定したことの適否

「住宅扶助」10,700円の決定は、審査請求人が居住している京都府営住宅の貸主である京都府住宅供給公社に福祉事務所が代理納付している実費である。かつ、保護基準別表第3の1において定めた2級地の住宅扶助基準額（月額）13,000円以内であり、適法かつ適正である。

c 一時扶助費を12,640円と決定したことの適否

「一時扶助」12,640円の決定は、（ア）で述べたとおり、保護基準で定めた2級地1の単身世帯の期末一時扶助の定めに適合しており、適法かつ適正な決定である。

d 支給保護費の合計を68,738円と決定したことの適否

このように、（一時扶助を除いた）生活扶助45,398円、住宅扶助10,700円、一時扶助12,640円が適法かつ適正な決定であることから、これらの支給扶助額の合計支給額68,738円の決定も適法かつ適正である。

（エ） 以上のように、本件における審査請求人への具体的な支給保護費等の決定は適法かつ適正である。

ウ よって、平成30年12月分の審査請求人世帯への生活保護費について、長男の転居を認定し、支給保護費を減額変更した本件処分は、法第4条、第8条及び第10条の規定並びに保護基準及び関係通知等の定めるところに従って、適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年5月7日 審査庁が審査会に諮問

令和7年6月5日 第1回調査審議（第1部会）

令和7年7月14日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和7年7月15日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分において、保護費の変更の理由は、長男の転居（以下「①の理由」という。）、期末一時扶助の認定（以下「②の理由」という。）及び審査請求人の介護保険料特別徴収額の認定替え（以下「③の理由」という。）である。本件処分の争点は、①の理由に基づき世帯を分離したという判断と、それに基づいて分離した世帯員の保護を新たに開始して審査請求人の保護費を変更した本件処分が違法又は不当と認められるかどうかであるから以下検討する。

本件処分に対して、審査請求人は、①の理由による（保護費の）減額に納得できないと主張している。ただし、審査請求人は、長男の転居の事実を否定しているものではないことはケース記録から確認できる。

本件においては、長男から福祉事務所に対して、同居して共に生活保護を受けていた審査請求人宅からの転居についての相談が以前からなされていた。そのような中、平成30年11月22日に、長男が福祉事務所に来所し、転居先に係る賃貸借契約の審査が通り、契約日が同年12月1日であると報告した。この長男の報告が信用できることを証明しうる、仲介不動産業者による重要事項説明書（控え）も後に処分庁に提出された。

このような事情が存する場合において、平成30年12月1日時点で長男が「生計を一にする（審査請求人）世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構え」る場合に当たり、別世帯として取扱うとの判断は、12月1日より前の11月27日の判断であっても、社会通念上、不合理な判断ではなく、課長通知第1「世帯の認定」問5の答に照らして不適切ではない。

それゆえ、平成30年12月1日に、長男が審査請求人世帯から分離し、審査請求人世帯は単身世帯になると認定することは、次官通知第1及び局長通知第1-1の定め反していない。

したがって、平成30年12月1日から、①の理由により審査請求人世帯の保護費を変更することは、法第10条及び関係通知に照らして違法又は不当な点はない。

また、②の理由及び③の理由による保護費の変更については、生活保護の基準に照らし適法かつ適正である。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村和生
委員	岩崎文子
委員	岡川芙巳